

(例規 36)

1
陸幕衛第 409 号
令和 6 年 11 月 26 日

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長

無給休職者の自衛官診療証等の取扱いについて（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、陸幕衛第 28 号（10. 2. 2）「無給休職者の自衛官診療証等の取扱いについて（通達）」は、令和 6 年 11 月 26 日限り廃止する。

記

1 目 的

自衛官等（陸上自衛隊療養実施規則（陸上自衛隊達第 92－10（38. 11. 13）（以下「規則」という。）第 1 条に規定する自衛官等をいう。以下同じ。）の無給休職者が所持する自衛官診療証、自衛官資格確認書及びマイナ保険証（規則第 5 条で規定するマイナ保険証をいう。以下同じ。）（以下「診療証等」という。）並びに防衛省共済組合員証及び防衛省共済組合が交付する資格確認書（以下「組合員証等」という。）の使用区分を明確にし、診療証等及び組合員証等の混同使用防止の徹底を図る。

2 使用区分

無給休職者は、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和 6 年防衛省令第 9 号）第 20 条第 5 項の規定に基づき、無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病に限り、無給休職となった日から 6 箇月間継続して診療証等により療養の給付が受けられ、その他の傷病については、防衛省共済組合定款第 18 条により防衛省共済組合から発行された組合員証等により療養の給付が受けられる。

添付書類：別紙第 1～別紙第 3

3 実施要領

(1) 無給休職者の通知

所属長（隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第24－9号）第4条に示す所属長をいう。）は、無給休職者が発生した場合には速やかに規則第2条に示す権限を委任された者に別紙第1の様式により通知する。

(2) 資格確認書の交付

無給休職者は、速やかに防衛省共済組合支部で資格確認書の発行手続きをとり、交付を受ける。

(3) 業務隊長等の処置

業務隊長等（駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊の置かれていない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長）、中央業務支援隊長、自衛隊中央病院長及び自衛隊地方協力本部長をいう。以下同じ。）は、前号で資格確認書の交付を受けた無給休職者から診療証等（マイナ保険証を除く。以下同じ）を回収するとともに、次の処置を行う。

ア 注意書の発行等

休職者が無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病がある場合は、別紙第2の注意書を発行し、回収した診療証等の第1面上部に貼り付け、休職者へ再交付する。再交付した診療証等は、当該休職となった日から起算して6月箇月を経過した日をもって診療証等を回収する。

なお、マイナ保険証を使用している者に対しては、注意書の発行のみを行う。

イ 診療証等の回収・保管

休職者が無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病がない場合は、回収した診療証等を復職するまで保管する。

(4) 復職後の処置

ア 回収した診療証等に係る処置

業務隊長等は、無給休職者が復職したとき、前号で回収した診療証等を当該者に再交付する。その際、診療証等に注意書が貼付されているものについては、注意書を剥がすこととし、診療証等の保管期間中に記載事項の更新があった場合は、新たに診療証等を作成して交付するものとする。

イ マイナ保険証に係る処置

マイナ保険証を使用している者に交付した注意書は回収する。

(5) 療証等及び組合員証等の交付・使用手順

診療証等及び組合員証等の交付・使用手順は別紙第3のとおりとする。

殿

所属長
職階氏
名級名

無 給 休 職 者 発 生 通 知 書

階 級	
氏 名	
無給休職 発生年月日	
発 生 理 由	
傷 病 名	1 2 3
現 住 所	
備 考	

寸法：日本産業規格 A 4

注：傷病名欄には、無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病名
を記入し、診断書（写）を添付すること。

注 意 書	
記号自	番 号
この診療証は、下記傷病のみ使用可能です。 他の傷病及び有効期間を過ぎた場合は、防衛省 共済組合員証を使用することとなります。	
記	
傷病名	有効期間
	()
	有効期間
	()
	有効期間
	()
	年 月 日
部隊等名	
発行者	
職 名	印
有効期間を過ぎた場合、この診療証は使用できませんので、 速やかに発行者に返納してください。	

注： 1 該当傷病のある無給休職者に発行
2 規格 縦 12 c m 横 8 c m

診療証及び組合員証の交付・使用手順

